

給付金添付書類一覧

サービスセンターでは会員の皆様にご下記のとおり、お祝金・お見舞金などを給付しております。なお、事由発生から1年以内の請求期限となっておりますので、請求のお忘れのないようご注意願います。

給付金のお支払いは毎月末日に締切り、翌月の15日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に事業所の会費引落口座にお振込み致します。給付金請求書は、FAX(0256-61-1431)または、郵送(〒959-1263 燕市大曲3015番地)にてご提出いただけます。

給付金項目		給付金額	給付事由	【添付書類はすべてコピーで受付します。】		
結婚祝金		10,000 円	会員が結婚したとき ※ 女性会員で退職後3ヶ月以内も含まれます。	・添付書類はございません。		
銀婚祝金		10,000 円	会員が結婚25周年を迎えたとき	・婚姻年月日が分かる証明書		
出産祝金	第1子	10,000 円	会員又はその配偶者が出産したとき ※ 女性会員で退職後3ヶ月以内も含まれます。	・母子手帳又は健康保険証で子の出生が証明できるもの		
	第2子	20,000 円				
	第3子以降	30,000 円				
入学祝金		5,000 円	会員の子供が小・中学校に入学したとき	・入学通知書又は健康保険証		
成人祝金		10,000 円	会員が満20歳を迎えたとき	・添付書類はございません。		
新築祝金		10,000 円	会員又はその配偶者が住宅を新築又は購入したとき	・住宅検査証又は会員氏名で住宅建築年月日の確認できる書類。 ・建築主が配偶者の場合、続柄が確認できる書類添付		
永年勤続祝金	勤続10年	5,000 円	会員が同一事業所に勤務した日から、左記に示した勤続年数を迎えたとき	・毎月、永年勤続の該当者の名簿兼請求書をお送りしますので、確認のうえ請求書を出して下さい。		
	勤続15年	5,000 円				
	勤続20年	5,000 円				
	勤続25年	5,000 円				
	勤続30年	5,000 円				
	勤続35年	5,000 円				
勤続40年	5,000 円					
傷病見舞金	休業14日～29日	5,000 円	会員が傷病により左記に示した日数を欠勤したとき（欠勤日数には休日等も含まれます） ※ 同一病名の欠勤の途中10日以内の出勤があっても休業日数の加算とし、10日を超える出勤は休業日数だけ判定いたします。	・添付書類はございません。但し、給付金請求書兼証明書の必要記載事項は必ず記入してください。		
	休業30日～59日	10,000 円				
	休業60日～89日	15,000 円				
	休業90日～119日	20,000 円				
	休業120日以上	25,000 円				
死亡弔慰金	会員本人	疾病による	65歳未満	50,000 円	会員が疾病により死亡したとき（会員本人の死亡の原因は疾病のみ。自殺・誤嚥の窒息、自然死・老衰などは対象外）	・医師の死亡診断書
			65歳以上	25,000 円		
		不慮の事故による	50,000 円	会員が不慮の事故により死亡したとき		
	交通事故による	150,000 円	会員が交通事故により死亡したとき			
	家族	配偶者死亡	20,000 円	左記に示す会員の家族が死亡したとき	・葬儀等を実施した際のご案内、ハガキ形式のものなど ・新聞紙上の「おくやみ欄」等	
		子の死亡	10,000 円	※子の死亡は、会員の子の配偶者も含む。 ※親の死亡は、会員の配偶者の父母（義理）も含む。いずれも同居・別居の有無は問いません。		
親の死亡		5,000 円				
重度障害見舞金	会員本人	疾病による	65歳未満	50,000 円	会員が疾病により重度の障害を負ったとき	・医師の後遺障害診断書
			65歳以上	25,000 円		
	不慮の事故による	50,000 円	会員が不慮の事故、交通事故により重度の障害を負ったとき	・医師の後遺障害診断書 ※不慮の事故、交通事故の場合はその証明書 ※まずはタンポポへお電話ください。		
	交通事故による	150,000 円				
後遺障害見舞金	会員本人	不慮の事故	2,000円～45,000円	会員が不慮の事故、交通事故により後遺障害を負ったとき	・医師の後遺障害診断書 ※不慮の事故、交通事故の場合はその証明書 ※まずはタンポポへお電話ください。	
		交通事故	6,000円～135,000円			
住宅災害見舞金	火災等	損害の程度	50%以上	100,000 円	会員の居住する住宅が火災・自然災害等の被害にあったとき ※店舗、車庫等は対象外	・罹災証明書 ・修理業者による見積書 ・その他必要とする書類 ※現場調査が入りますので、まずはタンポポへお電話ください。
			30%以上50%未満	70,000 円		
			20%以上30%未満	50,000 円		
			20%未満	20,000 円		
	自然災害等	損害の程度	70%以上	30,000 円		
			20%以上70%未満	15,000 円		
			20%未満	3,000 円		
床上浸水	6,000 円					
同居家族の死亡		10,000 円	上記の災害により同居家族が死亡したとき	・医師の死亡診断書等		